

一般国道307号改築工事（大阪府枚方市大字杉地内から同府同市津田東町三丁目地内まで）及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成14年7月2日に大阪府から申請のあった一般国道307号改築工事（大阪府枚方市大字杉地内から同府同市津田東町三丁目地内まで）及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定理由は、以下のとおりである。

1．土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第1号に掲げる「道路法（昭和27年法律第180号）による道路」及び第3条第35号に掲げる「前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設」に該当するものに関する事業であるため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係わる行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

2．土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業に係る一般国道の改築は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく改築であり、起業者である大阪府は、当該事業について、道路法第74条第2項の規定による認可に代わる補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の規定に基づき負担金の交付決定を受けている。

また大阪府は、道路整備緊急措置法（昭和33年法律第34号）第5条の規定に基づき、補助率10分の5による国庫補助の交付決定を受け、残る10分の5の経費については、府費として既に財政措置を講じていることから、経済的な観点からも起業者としての能力を十分有するものと判断される。

以上により、大阪府は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3．土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

一般国道307号（以下「本路線」という。）は、滋賀県彦根市内の一般国道8号との接続点を起点とし滋賀県廿日市市並びに京都府城陽市及び京田辺市を經由して大阪府枚方市内の一般国道1号との接続点を終点とする延長約104.8kmの主要幹線道路である。

本路線の現状については、特に府道枚方・高槻線との交差部付近で道路幅員が狭く、かつ、通学路指定されたバス路線であるにもかかわらず歩道が未整備であることから、歩行者等の安全な通行が著しく阻害されている。また、枚方市杉地区において混雑度が1.30と高く、大型車混入率も19.1%と高くなっている。

本件事業は、以上のような現状に対応するべく、第二京阪道路等との交差部に右折車線を設置するとともに自転車歩行車道を設置する道路改築事業である。

本件事業の施行により得られる利益については、交差部に右折車線を設置すること、あわせて自転車歩行車道を設置することで、本路線の現在の交通弊害の緩和、第二京阪道路供用後における円滑な通行に資するとともに、歩行者等の安全で円滑な交通確保に

ついて相当の寄与が見込まれる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、沿道の環境への影響が考えられる。しかし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）による環境影響評価を実施すべき事業として定められていないことなどから、大気質、騒音等への影響は、軽微なものであると考えられる。

なお、本件事業で整備される道路は、都市計画決定された都市施設であり、本件事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令（昭和45年政令第320号）等の規格に基づく必要最小限の範囲であると認められる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益を、 で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業のように供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、 で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件を充足すると判断される。

4．土地収用第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、本件事業計画の区域は、道路幅員は狭く、かつ、歩道が未整備であることから、交通混雑の発生や交通事故の発生等、円滑な交通に大きな支障があり、このような現状を放置したままでは、交通弊害は益々増大されるとともに、周辺地域では、関西文化学術研究都市として研究開発拠点の整備、第二京阪道路の整備が進められている等今後本路線における急激な交通量の増大が見込まれており、緊急に実施すべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5．結論

1.から4.で述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件及び手続法審査基準の定める各要件を充足すると判断される。

以上により、大阪府から申請のあった一般国道307号改築工事（大阪府枚方市大字杉地内から同府同市津田東町三丁目地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。